

文化庁移転の進め方

資料3-2

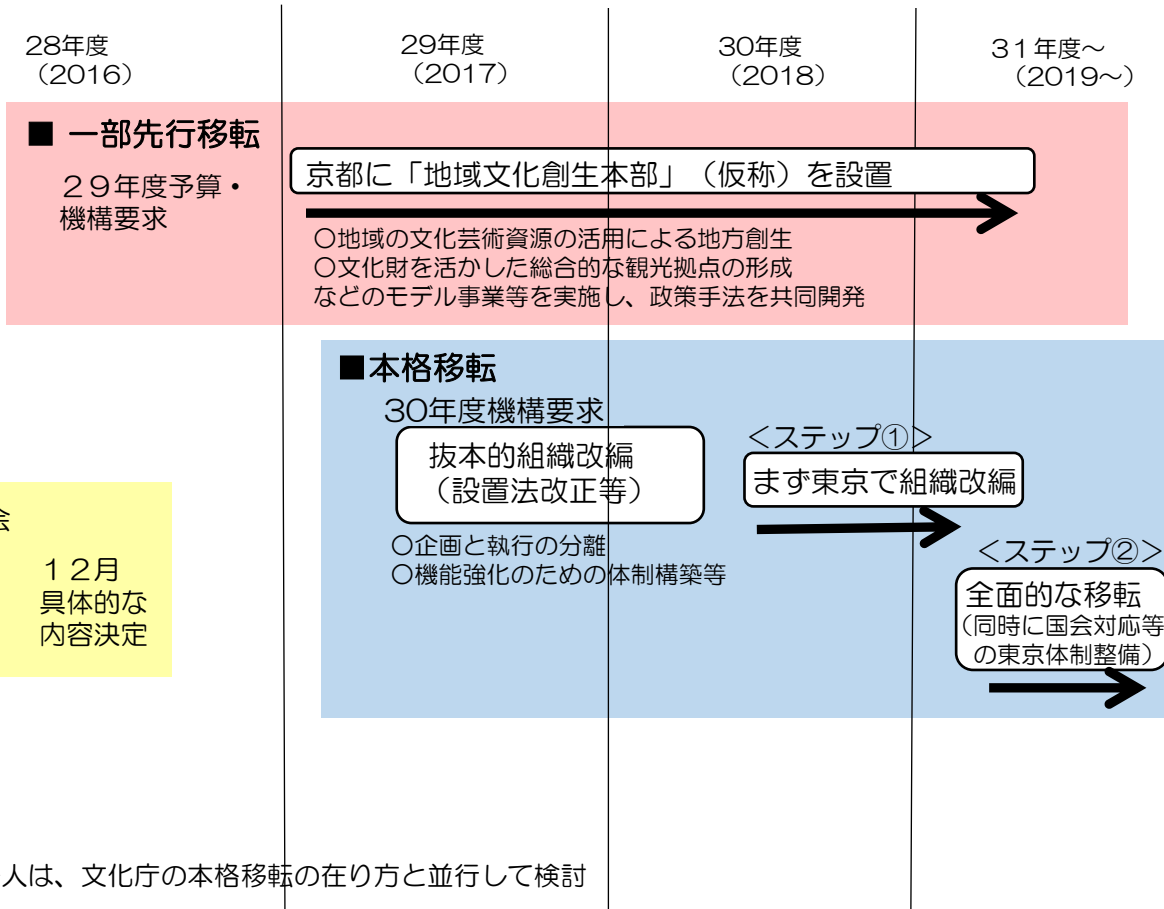
【基本方針】

今般の取組は、京都以外の全国各道府県をはじめ、国民の理解を得ながら文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行うものであるため、計画的・段階的に進める必要。このため、

(1) 京都の官民の協力を得た文化庁の京都移転の具体的メリットを示すことにより、国民の理解を得るための先行的取組を行うため、29年度から「一部先行移転の実施」

(2) (1)と並行して、文化庁の機能強化・抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正法案等を30年1月からの次々期通常国会に提出。
業務に一時の停滞もきたさないように配慮しつつ、円滑に移転を実施。

【工程表（案）】



■ 文化庁移転協議会

8月末 概要のとりまとめ

12月 具体的な内容決定

＜移転により目指す文化行政の姿＞ 文化による地方創生の実現

- ◆新たな政策ニーズへの対応
- 文化資源を核とする地域活性化
 - ・観光や産業との連携等
 - 既存の文化行政枠組みにとられない文化振興の推進
 - ・複合的な領域
 - ・生活文化、近現代の文化財等
 - 戦略的な国際交流や海外発信
 - データや学術研究に基づく政策形成

- ◆上を実現するための体制構築
- 文化庁内部の組織を見直し、政策立案機能を格段に強化
 - 観光・産業、教育、福祉、まちづくり等の関連分野と連携強化し、総合的に施策を推進